

令和4年6月27日（月） 開会11：01 閉会12：40	
出席委員	大城吉徳、真栄里 保、瀬長 宏、伊敷光寿、楚南留美、徳元次人、新垣亜矢子、 宜保安孝、新垣繁人
欠席委員	なし
説明員	
議 題	委員会終了（委員長最終報告）について
～ 開 会 ～	
<p>【委員長】 ただいまから豊見城市役所内部における市長等特別職からのパワーハラスメント等実態把握調査特別委員会を開会いたします。</p> <p>審議内容については、先週に引き続き委員会終了（委員長最終報告）について議題に供します。さて、ご承知のとおり、来る本会議において委員長報告が予定されており、4名の選抜された委員の皆さんから先週末6月24日に報告をいただきましたところ、全25ページにわたる報告書となっており、可能な限り圧縮の検討のほか、まとめの部分の市長、副市長によるパワーハラスメント行為は（あった可能性は極めて高い、推認するのが相当、疑惑は払拭できなかった）を中心に議論がなされ、全部を網羅したほうがいいのではないかな等の意見がありましたので、引き続き作業をお願いしておりましたので、初めにその報告を求めたいと思います。なお、報告は作業チームを代表し新垣繁人委員にお願いしたいと思いますので、よろしく願いをいたします。</p> <p>休憩します。</p> <p style="text-align: center;">～ 休 憩 ～ ～ 再 開 ～</p> <p>【委員長】 再開します。</p> <p>【新垣繁人委員】 とりあえず今、最終報告ということで作業チームの中でまとめてはいるんですけども、やはり全委員の意見も聞いた中でそういった文言をしっかりと盛り込む必要もあるのかなというところで、7名の職員の方が2度、参考人招致に応じていただいております。委員皆さんがあの証言を聞いた中で実際事実とは違う、もしくは事実だ、事実の可能性があるということも含めて、その証言についての意見をまずお聞かせください。聞く前に私のほうから。私は、まずあれだけのアンケートの結果の人数も含めて、また証言の多さも含めて、この事実関係は非常にあったのではないかなと思っております。そうした中でパワハラ認定まではこの委員会ではできないにしても、そこからつながっていく可能性は非常に高かったのではないかと私は思っております。あと皆さんの意見も聞かせてください。</p> <p>【委員長】 では、徳元次人委員から始めて、左のほうに順を追ってご意見、発言を許したいと思います。では徳元次人委員。</p> <p>【徳元次人委員】 私の意見としては、新垣繁人委員と同様なんですが、このアンケートに答えた方、直接26名がパワハラを市長、副市長から受けたということと、見たり、聞いたり、相談を受けたというのが91名であったということと、証言された方が実名で8名やっていたよと。その中の7名は実際ここに2回も参考人招致に来てくれた。その内容について私たちも聞いたので、具体的な内容も</p>	

ありました。ただ、これに関しては客観的証拠がない、つまり映像がない、テープレコーダーによる音声がなかったということだけだったんですが、実際に聞いてあの7名の方々が現職の職員でありながら訴えをしてきたということについては、私はあったんだろうと思っています。それが私の意見です。

【新垣亜矢子委員】 私もこの参考人で来ていただいた7名の方々の意見は真実の声だというふうに思っておりますし、その中でも参考人のお一人がこちらに座っているときも手が震えて、体も震えていると。緊張しているにもかかわらず勇気を持って参考人として証言をしているというふうなお気持ちを言っていたこと。そして処分も覚悟で来ているということを言っている参考人もおりましたので、真実として私は考えておりますので、先ほど繁人委員が休憩中にも言っていたんですけれども、本当にパワハラを受けているというふうに感じておりますが、断定はできないということであれば推認という言葉で表現をしたいと思えます。

【楚南留美委員】 私もアンケート調査結果を見て、実際パワハラを受けたという方が26人、見聞きした、相談を受けたという方が91人、参考人招致で2度もいらしているという7名の職員のお話を聞く限りでは、やはり精神的にもすごくぎりぎりの状態でもなおかつ2度も委員会招致に応じたということは、とてもうそをついているというふうには思えませんので、私たちは専門性の知識がある委員ではないので、認定は非常に難しいとしても、やはりこの推認という言葉のほうが妥当ではないかと私も思います。以上です。

【伊敷光寿委員】 職員の皆様が2度にわたって自分の思いを伝えられて、覚悟を持って発言をされた。そこは真摯に受け止めるべきだと思います。公平公正な専門性のある市の第三者委員会でもこのパワハラについては認定ができなかったという中で、この叱責とか威圧とかの市長から受けたという、その発言に至った経緯とか、第三者員会ではしっかり調査とかをすることが今できていない状況の中で、この特別委員会で推認というのはそぐわないと私は思います。以上です。

【委員長】 休憩します。

～ 休 憩 ～

～ 再 開 ～

【委員長】 再開します。

【瀬長 宏委員】 今、繁人委員から職員の話は事実と違うと思うか、うそをついていると思うかという投げかけに対してそれぞれの話が出てまいりました。次人委員は、客観性は事実として認めることにはならなかったけれども、この話の内容はあったんだろうなと思うと。亜矢子委員は処分も覚悟の上話をした。それで推認すべきと思うという発言でした。留美委員は2度も職員が証言に応じてうそをついたとは思わないという話なんです。我々としては職員が話をしたことを事実をどういうふうに確認するかという作業が私たちの仕事だったんですね。ですから本人が話をしたことを行為者が否定をしたときに、じゃあその職員の話の内容は客観性でどれだけ我々が確認できるか、作業をしなければなりません。要するに迫真性があつた、これは文字どおり、よく言う迫真の演技をした、すごいねと。それで評価されるんですが、これは演技というのは経験したことをなくても迫真の演技でこの人はすごいなと、こういう経験をしたかのように演技ができる。だから迫真性というのは先ほども言ったんですが、刑事裁判では目の前の証人が具体的、迫真的な話をしてもそれで信用してしまうことはとても危険なことですよと、そういう戒めをやっていきます。ですから、私たちはじゃあ証言をどういうふうに事実の確認作業をするのかという点ではとても不十分で、結局は職員がお話をされたことを事実認定をするという作業までは至っていないんですね。これが我々の委員会の今の現状で

す。ですから、こういう話をもって客観的な事実を確認する作業もしないで推認するというやり方は、これは調査の在り方としては基本的に間違っていると思います。

【真栄里 保委員】 私は勇気を持って証言された職員の皆さん、ありがとうございました。職員の皆さんが話をされたことがうそをついているとか、真実だとか、こういうふう天秤にかけるものではないと思うんですね。同時に職員の証言と市長、副市長の話聞いても具体的に事実関係として突きつける、突き合わせる作業として非常に曖昧さが委員会の審議の中であったんだろうというふうには私は理解をしています。その上でこの委員会によってパワハラについてはあったと推認できると結論を出すのは私は誤りだろうと思うんです。第三者委員会についても、第三者委員会がこの問題についてはあったと断定するには至らなかったわけですね。私は市長、副市長によるパワハラについてはなかったというふうに言い切ることは、第三者委員会の結論でもなかったと断定するには至っていません。したがって、疑惑について十分に払拭することには至らなかったというふうに結論づけるのが私は妥当な結論だと思います。

【宜保安孝委員】 私の見解としましては、これは今、山川市政、山川市長、また副市長、教育委員に向けられたパワハラの問題になりますが、これは与党であっても野党であっても根本的には何も変わらないこと。職員も市長をサポートする側として、市長をサポートするとかしないとか、そういうわけではなくて、自身がじかに受けたことを赤裸々に語ったものだと思いますし、その中においてやはり職員からおっしゃっていたのが、与野党にかかわらず職員、議員、皆さんのお力添えをよろしくお願いしますということであったり、またほかの職員からも、非常に言いにくい話になるのですが与党の皆さんにお願いがあります。職員というのは職員である前に一市民ですので、市長のための与党ではなくて、従来の市民のための与党に戻っていただきたいと切に願っておりますという言葉もありました。立場上、今与党、野党という形に分かれておりますが、この1つの物事に対しての見方というのが本当に与党と野党で変わっているなというのがあって、これは市長を守るためのものではなくて、この市役所全体の風通しをよくする、根本的なものを直そうということですので、今この現状でそのままこの特別委員会の状況、報告が割れてしまうと、私はよくないと思うんです。というのは、市長がここまでに至ったということをちゃんと認識してもらって、確かにそこまで皆さんに思われたことはまずかったということ、やはりしっかりと認識してもらわないと組織は本当に崩れていくと思います。先日、神奈川県大和市議会においても、この推認という形で委員会が閉められたとありますが、それを受けても、その市長が私にはそうではないと思うんだっちはっきりと、私はそんなことをしていませんということで、そういった方々を訴えるということもありますので、市長が果たしてそれができるかといったら多分それはできないと思うんですね。今までの流れを見ると、参考人招致に関しても1回しか来ない、それも1時間で終わってしまうという状況がありますから、そういった意味ではやはり我々が与党、野党関係なく、市長の背中を押してあげる。そういった意味ではせつかくこの取扱いをする委員会の中の作業チーム、実際は4人全員での動きというのは見られなかったようですが、2人ですよ。なるべく円滑にいったほしいと思います。以上です。

【委員長】 休憩します。

～ 休 憩 ～

～ 再 開 ～

【委員長】 再開します。

【新垣繁人委員】 今、全委員の意見を聞いた中で、市長が設置した第三者委員会の中では、そもそ

もこの個別的な案件を取り上げるものではないということをはっきりうたっております。ということは、この案件を事実解明するということでもないということなんですよね。ただ、当時●●委員長が参考招致でおっしゃっていたのは、この7名の方から実際1人が来られたと。だけれども、あと6人来たとしたら、場合によっては事実関係の認定にも至った可能性はあるということまでは証言されております。ただ、なぜ職員が第三者委員会に参加しなかったのか、それは前から言っている懇話会形式だからなんです。証言しています、職員が。附属機関であればこの第三者委員会の参考人招致にも自ら応じたということをみんなが言っております。信用性があるということですね、附属機関は。だからこそ今市長は、条例案の中で改めて附属機関を上げているじゃないですか。だけれども私たちこの特別委員会には、職員はしっかり信頼を持って2度も全員が証言をしております。その証言に基づいて事実関係の認定、パワハラも含めた認定はできないにしても、推認することはできるのではないかと。また、第三者委員会は報告書の中でこうも言っています。全く存在しない事実を説明したとは考えがたいと。市長の疑惑は払拭できたものではないと言っているんです。今市長はこの払拭をどう晴らすかと何も言っていないです。ですから、私たちは今特別委員会の中で最終まとめとしてできることは、そういった事実関係、パワハラ認定には届かないにしても推認という形で報告書をまとめるのは可能だと思っております。以上です。

【委員長】 休憩します。

～ 休 憩 ～

～ 再 開 ～

【委員長】 再開します。

ただいま休憩中に先ほどの繁人委員からの報告に対していろいろ質疑応答がございました。いろいろ手直し、こうしたほうがいいんじゃないかと、いろいろ意見交換した結果、このようにまとまりましたので、私のほうから報告したいと思います。職員証言の事実関係を推認することとするが、市長、副市長によるパワハラ疑惑を拭き去ることはできなかった。よって市長はこれまでの自身の言動に対して、多くの市民の皆様そして職員に対して速やかに謝罪するとともに、市政の停滞、混乱を招いた責任を明確にすることを求める。これでよろしいでしょうか。

【瀬長 宏委員】「よって」のところの、私たちとしては疑惑を拭き去ることはできなかったと言いながら謝罪しなさいというのは流れとしてはおかしい話になるので、最低でも釈明というふうにしなさいと、この文章の流れがおかしくなりませんか。

【委員長】 休憩します。

～ 休 憩 ～

～ 再 開 ～

【委員長】 再開します。

先ほど私が読み上げた文書の中で訂正の部分がありますので、先ほどの結論……、よって市長はこれまでの云々の部分を、市長、副市長ということで「副市長」を加える。そして職員に対して速やかに謝罪するとともにの部分、「速やかに謝意を表明するとともに」に変えたいと思いますけれども、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。よって、そのとおりとしたいと思います。

休憩します。

～ 休 憩 ～

～ 再 開 ～

【委員長】再開します。

では、30日木曜日の本会議において本報告書を委員会報告として朗読し、本会議に諮って終了する運びとなります。委員長報告に対する質疑はございませんので、ご理解、ご協力、なにとぞよろしくお願いたします。

その他、何か発言はございますか。ないようでしたら、これをもちまして豊見城市市役所内部における市長と特別職からのパワーハラスメント等実態把握調査特別委員会を終了いたします。お疲れさまでした。

豊見城市役所内部における市長等特別職からのパワーハラスメント等実態把握調査特別委員会委員長
大城 吉徳 ㊟